

# 国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会規則

（平成16年 4月 1日）  
規則 第 6 5 号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事

(3) 本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、組織運営規程第10条に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの（以下「学外委員」という。）

(4) その他学長が指名する職員

2 経営協議会の委員の過半数は、学外委員でなければならない。

（委員の任期等）

第3条 学外委員の任期は3年、前条第1項第4号の委員の任期は2年とし、それぞれ再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を任命又は指名する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第4条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、経営に関するもの

(3) 学則（経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) その他経営に関する重要事項

（議長）

第5条 経営協議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、経営協議会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員たる理事がその職務を代行する。

(開催)

第6条 経営協議会は、原則として年4回開催するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、臨時に経営協議会を開催することができる。

(議事)

第7条 経営協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 経営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 経営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 経営協議会の庶務は、戦略企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月6日規則第3号) 抄

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第88号)

この規則は、平成23年9月30日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則(平成26年1月9日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月19日規則第45号)

この規則は、平成26年6月19日から施行し、平成26年5月1日から適用する。

附 則(平成27年3月27日規則第41号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(令和2年6月3日規則第64号)

この規則は、令和2年6月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。